

改正建築基準法の確認申請等の取扱いについて

お客様各位

平素より、当社に確認検査等を申請いただき誠にありがとうございます
本年4月1日の建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴う取扱い方法の切替えについて
以下の通り目安をお示しいたします
何卒ご理解・ご協力の程お願い申し上げます

◆令和7年3月31日までに確認済証交付希望または着工予定の建築物について

・本受付締切予定: **令和7年3月7日**

- ※上記で本受付を行った場合でも、今年度内交付をお約束するものではありません
- ※確認申請が集中した場合は上記予定を繰り上げる場合がございます
- ※申請手数料: 2024年4月2日制定の料金表による

◆令和7年4月1日以降に着工予定の建築物について

・本受付: **令和7年3月10日以降**

・確認済証交付: **令和7年4月1日以降**

- ※構造規定及び省エネ基準適合の審査が可能な図書の添付が必須となります
- ※申請手数料: 2025年3月10日制定の料金表による
- ※上記以外のスケジュールの調整は別途行いますので早めにご相談ください

◆新法対応建築物について

・施工日前に事前図書をお預かりすることは出来ますが、本受付は4月1日以降となります

◆省エネ適判を省略とする場合

- ・仕様基準を用いて省エネ基準適合を示す場合
- ・設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4・一次エネルギー消費量等級4以上の場合)を取得している場合
- ・長期優良住宅認定通知書または長期使用構造等である旨の確認書を取得している場合
- ・低炭素建築物新築等計画認定通知書を取得している場合

◆設計評価・長期使用と省エネ適判を併願する場合

・設計住宅性能評価または長期使用確認(以下「設計評価等」という)の審査を行っているものについて
省エネ適判を申請した場合、設計評価等で省エネ基準関係の審査を先行的に行い、当該関係基準の
審査が終了した段階で、省エネ適判機関として省エネ基準適合判定通知書を交付することができます

◆確認済証交付後、令和7年4月1日以降に着工する建築物について

- ・構造規定適合: 壁量計算による場合は軽微変更申請
: 構造計算による場合は計画変更
- ・省エネ基準適合: 仕様基準による場合は軽微変更申請
: 性能計算による場合は省エネ適判通知書等を取得
- 計画変更申請の際は、構造規定及び省エネ基準適合の審査が可能な図書の添付が必須となります
- 計画変更を行わない場合は、完了検査申請前(建て方・断熱材敷設前が望ましい)までに構造規定及び省エネ基準適合を行ってください
- ・構造規定適合: 軽微変更申請(軽微変更: 5,500円に下記手数料を加算)
 - ・小規模建築物(500㎡以内の建築物)仕様規定による場合(壁量計算): 20,000円
- ・省エネ基準適合: 仕様基準による場合は軽微変更申請(軽微変更: 5,500円に下記手数料を加算)
 - ・一戸建ての住宅: 23,000円
 - ・共同住宅・長屋: 50,000円 + 2,000円 × 戸数
- 確認済証交付後に、省エネ適判通知書、設計評価等または低炭素建築物新築等計画認定通知書を取得している場合は、確認申請時の図書と省エネ基準適合図書との整合性確認を行いますので、完了検査申請時に省エネ基準関係図書をご提出ください(検査手数料は別途)
- ・完了検査時に加算する手数料は下記の通りです
 - 省エネ適判通知書・設計評価等の交付を当社から受けている建築物は、次式により算定した額
「確認申請手数料」× 20%
 - 省エネ適判通知書・設計評価等の交付を当社以外から受けている建築物は、次式により算定した額
「確認申請手数料」× 30%

別表1 第1類

床面積の合計	手数料の額（単位：円）				
	確認申請	中間検査		完了検査	
		直前の確認済証又は中間検査合格証をCIKから受けた建築物	直前の確認済証又は中間検査合格証をCIKから受けていない建築物	直前の確認済証又は中間検査合格証をCIKから受けた建築物	直前の確認済証又は中間検査合格証をCIKから受けていない建築物
200㎡以内 (3号特例)	40,000	40,000	75,000	50,000	80,000
100㎡以内	55,000	45,000	75,000	62,000	115,000
100㎡超 200㎡以内	72,000	69,000	95,000	75,000	145,000
200㎡超 500㎡以内	95,000	78,000	128,000	95,000	188,000
500㎡超 1,000㎡以内	145,000	118,000	155,000	135,000	228,000
1,000㎡超 2,000㎡以内	210,000	153,000	210,000	195,000	288,000
2,000㎡超 3,000㎡以内	280,000	200,000	280,000	255,000	360,000
3,000㎡超 4,000㎡以内	330,000	235,000	330,000	305,000	430,000
4,000㎡超 5,000㎡以内	380,000	270,000	380,000	350,000	490,000
5,000㎡超 6,000㎡以内	430,000	305,000	430,000	370,000	520,000
6,000㎡超 8,000㎡以内	490,000	340,000	490,000	400,000	560,000
8,000㎡超 10,000㎡以内	550,000	380,000	550,000	470,000	590,000
10,000㎡超 15,000㎡以内	600,000	450,000	620,000	480,000	670,000
15,000㎡超 20,000㎡以内	650,000	480,000	670,000	530,000	730,000
20,000㎡超 30,000㎡以内	750,000	600,000	800,000	700,000	970,000
30,000㎡超 50,000㎡以内	930,000	670,000	1,100,000	880,000	1,350,000
50,000㎡超 100,000㎡以内	1,200,000	840,000	1,250,000	1,100,000	1,650,000
100,000㎡超 200,000㎡以内	2,080,000	2,460,640	2,704,000	2,484,300	2,730,000
200,000㎡超	2,600,000	3,075,800	3,380,000	3,134,950	3,445,000

●第1類は、第2類以外のすべての建築物に適用する。

別表2 第2類

床面積の合計	手数料の額（単位：円）				
	確認申請	中間検査		完了検査	
		直前の確認済証又は中間検査合格証をCIKから受けた建築物	直前の確認済証又は中間検査合格証をCIKから受けていない建築物	直前の確認済証又は中間検査合格証をCIKから受けた建築物	直前の確認済証又は中間検査合格証をCIKから受けていない建築物
200㎡以内 (3号特例)	30,000	30,000	50,000	30,000	75,000
100㎡以内	35,000	36,000	80,000	36,000	123,000
100㎡超 200㎡以内	45,000	43,000	64,000	43,000	99,000
200㎡超 500㎡以内	60,000	60,000	104,000	60,000	158,000
500㎡超 1,000㎡以内	128,000	115,000	127,000	135,000	195,000
1,000㎡超 2,000㎡以内	220,000	185,000	190,000	220,000	285,000
2,000㎡超 3,000㎡以内	330,000	210,000	248,000	240,000	365,000
3,000㎡超 4,000㎡以内	390,000	235,000	260,000	270,000	385,000
4,000㎡超 5,000㎡以内	460,000	265,000	300,000	300,000	445,000
5,000㎡超 6,000㎡以内	520,000	280,000	320,000	350,000	470,000
6,000㎡超 8,000㎡以内	600,000	320,000	340,000	400,000	500,000
8,000㎡超 10,000㎡以内	650,000	350,000	355,000	430,000	540,000
10,000㎡超 15,000㎡以内	680,000	380,000	370,000	480,000	580,000
15,000㎡超 20,000㎡以内	750,000	400,000	380,000	550,000	600,000
20,000㎡超 30,000㎡以内	660,000	450,000	480,000	640,000	730,000
30,000㎡超 50,000㎡以内	900,000	500,000	530,000	700,000	930,000
50,000㎡超 100,000㎡以内	1,300,000	650,000	830,000	770,000	1,280,000
100,000㎡超 200,000㎡以内	2,060,000	1,215,000	1,650,000	1,550,000	2,550,000
200,000㎡超	2,500,000	1,573,000	2,045,000	1,950,000	3,150,000

●第2類は、主要な用途が専用住宅、兼用住宅、長屋建住宅、共同住宅及び寄宿舍である建築物に適用する。

別表第3 建築設備等の申請手数料（第3条、第7条及び第4条関係）

1. 確認の申請手数料

単位：円

一の申請に係る建築設備等の設置数	1の昇降機に係る申請手数料	1のホームエレベーターに係る申請手数料	1の小荷物専用昇降機に係る申請手数料
(1) 5以下	23,000	15,000	11,000
(2) 6以上～9以下	20,000	14,000	9,000
(3) 10以上	18,000	13,000	8,000

2. 計画変更確認(直前の確認済証をCIKから受けている場合)の申請手数料

単位：円

一の申請に係る建築設備等の設置数	1の昇降機に係る申請手数料	1のホームエレベーターに係る申請手数料	1の小荷物専用昇降機に係る申請手数料
(1) 5以下	14,000	12,000	11,000
(2) 6以上～9以下	12,000	10,000	9,000
(3) 10以上	11,000	8,000	8,000

3. 完了検査(直前の確認をCIKから受けている場合)の申請手数料

単位：円

一の申請に係る建築設備等の設置数	1の昇降機に係る申請手数料		1のホームエレベーターに係る申請手数料	1の小荷物専用昇降機に係る申請手数料
	建築物完了検査をCIKが受けている場合	建築物完了検査をCIKが受けていない場合		
(1) 5以下	33,000	44,000	30,000	24,000
(2) 6以上～9以下	29,000	34,000	23,000	21,000
(3) 10以上	26,000	32,000	20,000	18,000

4. 完了検査(直前の確認をCIKから受けていない場合)の申請手数料

単位：円

一の申請に係る建築設備等の設置数	1の昇降機に係る申請手数料		1のホームエレベーターに係る申請手数料	1の小荷物専用昇降機に係る申請手数料
	建築物完了検査をCIKが受けている場合	建築物完了検査をCIKが受けていない場合		
(1) 5以下	44,000	48,000	30,000	24,000
(2) 6以上～9以下	38,000	42,000	26,000	20,000
(3) 10以上	35,000	40,000	24,000	18,000

別表第4 指定工作物等及び遊戯施設の申請手数料（第4条、第8条関係）

＜指定工作物等＞

1. 確認の申請手数料

単位：円

申請に係る工作物の最高高さ（擁壁）	1の工作物に係る申請手数料
(1) 2m超～4m以内	28,000
(2) 4m超～10m以内	55,000
(3) 10m超	95,000

申請に係る工作物の最高高さ（擁壁以外）	1の工作物に係る申請手数料
(1) 4m以内	35,000
(2) 4m超～10m以内	55,000
(3) 10m超	95,000

2. 計画変更確認(直前の確認済証をCIKから受けている場合)の申請手数料

単位：円

申請に係る工作物の最高高さ（擁壁）	1の工作物に係る申請手数料
(1) 2m超～4m以内	23,000
(2) 4m超～10m以内	49,000
(3) 10m超	90,000

申請に係る工作物の最高高さ（擁壁以外）	1の工作物に係る申請手数料
(1) 4m以内	30,000
(2) 4m超～10m以内	49,000
(3) 10m超	90,000

3. 完了検査(直前の確認済証をCIKから受けている場合)の申請手数料

単位：円

申請に係る工作物の最高高さ（擁壁）	1の工作物に係る申請手数料
(1) 2m超～4m以内	30,000
(2) 4m超～10m以内	53,000
(3) 10m超	80,000

申請に係る工作物の最高高さ（擁壁以外）	1の工作物に係る申請手数料
(1) 4m以内	40,000
(2) 4m超～10m以内	53,000
(3) 10m超	90,000

4. 完了検査(直前の確認済証をCIKから受けていない場合)の申請手数料

単位：円

申請に係る工作物の最高高さ（擁壁）	1の工作物に係る申請手数料
(1) 2m超～4m以内	50,000
(2) 4m超～10m以内	75,000
(3) 10m超	100,000

申請に係る工作物の最高高さ（擁壁以外）	1の工作物に係る申請手数料
(1) 4m以内	60,000
(2) 4m超～10m以内	75,000
(3) 10m超	100,000

<遊戯施設>

1. 確認の申請手数料

単位：円

申請に係る遊戯施設の最高高さ	遊戯施設の投影面積		
	600㎡以内	600㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超
(1) 13m以内	125,000	360,000	900,000
(2) 13m超～ 31m以内	250,000	700,000	1,800,000
(1) 31m超	400,000	1,080,000	2,500,000

2. 完了検査(直前の確認済証をCIKから受けている場合)の申請手数料

単位：円

申請に係る遊戯施設の最高高さ	遊戯施設の投影面積		
	600㎡以内	600㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超
(1) 13m以内	130,000	260,000	660,000
(2) 13m超～ 31m以内	250,000	510,000	1,350,000
(1) 31m超	360,000	780,000	2,080,000

3. 完了検査(直前の確認済証をCIKから受けていない場合)の申請手数料

単位：円

申請に係る遊戯施設の最高高さ	遊戯施設の投影面積		
	600㎡以内	600㎡超 3,000㎡以内	3,000㎡超
(1) 13m以内	180,000	400,000	930,000
(2) 13m超～ 31m以内	300,000	750,000	2,000,000
(1) 31m超	500,000	1,150,000	2,800,000

別表第5 特定天井に関する確認申請手数料付加分

対象面積	手数料の額（単位：円／箇所）	
	適用方法	
	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
(1) 200㎡超～500㎡以内	140,000 (98,000)	300,000 (233,000)
(2) 500㎡を超～1,000㎡以内	200,000 (140,000)	400,000 (327,000)
(3) 1,000㎡超	300,000 (210,000)	600,000 (420,000)

※各事項に係る国土交通大臣の認定を受けたものについては、当該事項に係る適用を除外する。

※直前の確認済証の交付をCIKから受けている計画変更申請は、（ ）内の額。ただし、当該設計方法等に係る部分に変更がない場合は除く

別表7 建築物に関する仮使用認定手数料

床面積の合計		手数料の額(単位:円)	
		第1類	第2類
100㎡以内		55,000	40,000
100㎡超	200㎡以内	84,000	54,000
200㎡超	500㎡以内	120,000	94,000
500㎡超	1,000㎡以内	200,000	160,000
1,000㎡超	2,000㎡以内	300,000	250,000
2,000㎡超	3,000㎡以内	360,000	330,000
3,000㎡超	4,000㎡以内		
4,000㎡超	5,000㎡以内		
5,000㎡超	6,000㎡以内	520,000	460,000
6,000㎡超	8,000㎡以内		
8,000㎡超	10,000㎡以内		
10,000㎡超	15,000㎡以内	700,000	580,000
15,000㎡超	20,000㎡以内		
20,000㎡超	30,000㎡以内		
30,000㎡超	50,000㎡以内		
50,000㎡超	100,000㎡以内	1,400,000	1,150,000
100,000㎡超	200,000㎡以内	1,800,000	1,550,000
200,000㎡超		2,200,000	2,000,000

・第1類は、第2類以外のすべての建築物に適用する。

・第2種は、主要な用途が専用住宅、兼用住宅、長屋建住宅、共同住宅及び寄宿舍である建築物に適用する。

別表8 避難安全検証法等の審査手数料

対象床面積の合計	確認加算手数料			単位:円
	階避難安全検証法・ 全館避難安全検証法 (階数が1)	全館避難安全検証法 (階数が2以上)	耐火性能・防火区画 検証法	
2,000㎡以内	50,000 (25,500)	80,000 (40,000)	50,000 (25,500)	
2,000㎡超～ 10,000㎡以内	90,000 (46,000)	140,000 (70,000)	90,000 (46,000)	
10,000㎡超～ 50,000㎡以内	115,000 (56,000)	200,000 (100,000)	115,000 (56,000)	
50,000㎡超	185,000 (94,000)	300,000 (150,000)	185,000 (94,000)	

※国土交通大臣の認定を受けたもの又はCIKにおいて当該性能評価を受けたものを除く

※直前の確認済証の交付をCIKから受けている計画変更申請は、()内の額。ただし、当該設計方法等に係る部分に変更がない場合は除く

※計画変更確認申請から当該設計方法を行う場合は、上段の額

※対象とは、避難安全検証法及び耐火性能・防火区画検証法は、棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積

※限界耐力計算法を用いた場合は、当該建築物の床面積の合計に係る確認申請手数料の20%

別表9 その他料金表

- 事前申請が「紙(PDF)」提出の場合、**事務手数料**として¥2,000(税別)を加算します。
- 仮受付を行い審査完了後、申請を取り下げる場合
 - ・意匠審査完了時は、確認申請手数料の5割を徴収します。
 - ・全ての審査完了時は確認申請手数料の8割を徴収します。
- 多棟申請について
 - 申請建物毎に、規定の申請手数料を徴収します。(別表1、2左下参照)
- 構造審査を要する際の加算額
 - ・小規模建築物(500㎡以内の建築物)仕様規定による場合(壁量計算):20,000円
 - ・小規模建築物(500㎡以内の建築物)構造計算による場合:
 - 木造:30,000円
 - 木造以外:100㎡以内-30,000円、100㎡超~300㎡以内-40,000円、300㎡超~500㎡以内-52,000円
 - ・500㎡超の建築物で棟数が2以上の構造強度に係る構造審査手数料は次式により算定した額を加算します。
 - 確認基本手数料×20%×(構造計算を要する構造上の棟数-1)
 - ・ログハウス構造料金は、構造加算額の1/2を加算します。
- 天空率を使用した際の加算額について
 - 斜線規制毎に確認申請手数料の10%を加算します。
- 消防長等の同意を要する申請(**事務手数料**)
 - ・消防長等の同意を要する申請は、次のとおり算定し、加算します(電子にて同意を行う場合は除く)。
 - ・0~500㎡以内-2,000円(税別)、500㎡超-3,000円(税別)
 - ・原則、信書便とし、他の方法で行う必要がある場合は、別途見積りいたします。
 - ・再度消防長等の同意を要する場合は、上記手数料を回数分追加します。
- 電子申請に係る消防同意等のための紙面出力(**事務手数料**)
 - ・電子申請が行われた場合において、消防長等の同意を求める場合又は消防長等に対して通知を行う場合(消防長等が図書を求める場合に限る)にシー・アイ建築認証(株)が電磁的記録を紙面に出力する場合は、次のとおり算定し、加算します。

ページ数の合計 (ページ/部)	確認加算料金(円/税別)	
	2部以下	3部
1~50以内	2,500	3,500
50超~200以内	3,500	4,500
200超~500以内	5,000	6,500
500超~1,000以内	8,500	10,500
1,000超~	別途見積り	

 - ・出力形式は、原則A4,A3サイズかつ白黒とし、他の出力形式が必要な場合は別途見積りいたします。
- エレベーター併願申請の場合、14,000円を加算します。
- 計画変更確認申請
 - ・変更部分の延べ面積1/2に該当する申請手数料
 - ・500㎡以下で構造強度に係る変更がある場合は構造審査手数料の70%を加算します。
 - ・500㎡超の建築物で棟数が2以上の構造強度に係る構造審査手数料は次式により算定した額を加算します。
 - 確認基本手数料×20%×(構造計算を要する構造上の棟数-1)

●確認申請時の追加説明書

- ・追加説明に係る部分の床面積に該当する確認申請手数料を徴収します。
- ・500㎡以下で追加説明内容が構造の場合、構造審査手数料を徴収します。
- ・500㎡超で追加説明内容が構造のみ場合、確認申請手数料の70%を徴収します。

●軽微変更説明書の手数料(事務手数料)

- ・申請床面積の合計 500㎡以下:5,000円(税別)／回
- ・申請床面積の合計 500㎡超:確認基本手数料の10%(税別)／回

●各種変更届の手数料(事務手数料)

(建築主等変更届、工事監理者(変更)届、工事施工者(変更)届、地名・地番等変更届、記載事項変更届)
変更手数料は、3,000円(税別)とします。

●完了検査時の追加説明書

- 確認審査(計画変更)の審査手数料を徴収します。
- 天空率がある場合は、完了検査手数料の10%を加算します。

●省エネ法に係る建築物の加算額

- ・省エネ義務化による基準省令に基づく基準(仕様基準)による審査
一戸建ての住宅:23,000円
共同住宅・長屋:50,000円+2,000円×戸数
- ・省エネ適合性判定等を当社から受けている確認審査及び完了検査は、次式により算定した額を加算します。
「申請(検査)手数料」×20% ※審査(検査)対象床面積=適判対象床面積
- ・省エネ適合性判定等を当社から受けていない確認審査は、次式により算定した額を加算します。
「申請手数料」×30% ※審査対象床面積=適判対象床面積
- ・省エネ適合性判定等を当社から受けていない完了検査は、次式により算定した額を加算します。
「検査手数料」×40% ※検査対象床面積=適判対象床面積

●省エネ適合性判定等に係る軽微な変更内容確認の加算額

- ルートA:建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金(税抜)×10%
- ルートB:建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金(税抜)×30%
- 省エネ義務化による基準省令に基づく基準(仕様基準)による確認
一戸建ての住宅:5,000円
共同住宅・長屋:20,000円+1,000円×戸数

●構造適判に係る建築物の加算額

- 構造適合性判定を受けた建築物について、図書の整合確認手数料として加算します。
- 図書の整合確認料金は、11,000円(税込)

●世田谷区、横浜市等都市緑地法に基づく緑化地域制度により、条例で完了検査時に緑化検査を要する建築物は次のとおり、手数料を加算します。

緑化検査手数料は、20,000円

●出張費

地域区分	出張費(円)	備 考
地域:A	0	本社から概ね20Kmまでに含まれる区域
地域:B	2,000	本社から概ね20～50Kmまでに含まれる区域
地域:C	7,000	本社から概ね50～75Kmまでに含まれる区域
地域:D	15,000	本社から概ね75～100Kmまでに含まれる区域
地域:E	20,000	本社から概ね100～150Kmまでに含まれる区域
地域:F	25,000	本社から概ね150Kmを超える区域

・出張費は、確認検査員1名につき、上記に定める額とします。

・本社からの距離は、直線距離とします。

●検査のキャンセルについて

各検査において、建築主等の都合により検査予定日の変更又は取消しがあった場合には下記の手数料を徴収します。

- ・検査予定日の2営業日 検査手数料の30%
- ・検査予定日の前営業日 検査手数料の50%
- ・検査予定日の当日 検査手数料の全額

※検査地が茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県の場合は、上記検査手数料を支払総金額(検査手数料+出張費)と読み替える